

## 川西市空家等対策計画の改定について（諮問）

### 1 目的

川西市空家等対策計画の計画期間の最終が令和5年度であるとともに、市総合計画や関連計画も改定することから、社会情勢やこれまでの課題を踏まえて、現計画の改定を行います。

### 2 川西市空家等対策計画(資料4参照)

【目的】空き家に関する問題に対して、総合的な空家等対策や危険家屋への市の対応方針を示したものです。

【位置づけ】空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特措法という。)第6条に基づく法定計画。川西市総合計画の元に位置づけられており、川西市都市計画マスタープランなどの関連計画との整合を図っています。

【経緯】平成30年3月に策定され、必要に応じて5年ごとに改定することとなっています。本来、計画期間は令和4年度末であるが、市総合計画の改定を1年延長したことにより、当計画も計画期間を1年延長しています。

改定後の計画期間は、市総合計画に合わせる予定です。

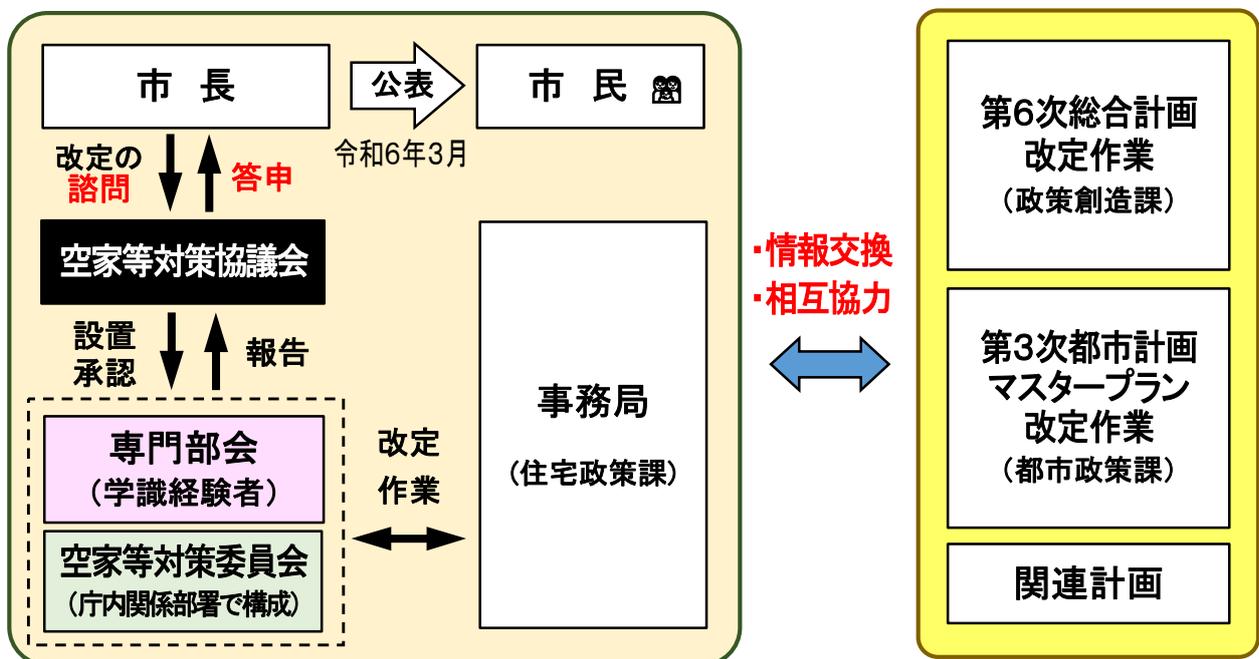


### 3 現計画の成果検証(資料5参照)

現計画の取組方針等における成果検証の概要と今後の課題をまとめた。

### 4 川西市空家等対策計画の改定について

#### (1)組織



(2) 改定のイメージ

## 【新】川西市空家等対策計画

### 現計画で改正が必要なもの

- 時点修正(過去5年間の変化)
  - ・ 空き家所在調査
  - ・ マンション管理適正化法の施行
  - ・ 法改正対応
- 業績評価指標(KPI)の導入
- 管理不全空き家(仮)に対する措置

### 上位計画や関連計画の反映

- 川西市総合計画
- 川西市都市計画マスタープラン など

### 現計画の課題への対応

- 成果検証における課題への対応

## 5 策定スケジュールについて(資料6参照)

令和6年3月公表までのスケジュールを作成しました。空家等対策協議会については、令和5年6月・10月・令和6年3月の計3回開催する予定です。

令和5年2月14日

川西市空家等対策協議会会長  
安田丑作様

川西市長 越田謙治郎

川西市空家等対策計画の改定について（諮問）

川西市空家等対策協議会規則第2条第1項の規定に基づき、川西市空家等対策計画の改定について、貴審議会に調査審議を賜りたく諮問します。

## 諮 問 理 由

本市では、平成 30 年に川西市空家等対策計画を策定し、管理不全の空き家の所有者に適正な管理を促すなど、空き家対策の取り組みを進めてきましたが、計画期間の満了まで残すところ 1 年間となりました。

一方、令和 2 年にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、マンション管理適正化推進計画が、市において策定できることとなりました。

今後、空き家だけではなく、老朽化した分譲マンションが増加することが予想され、新たな課題にも対処していく必要があります。

このような背景を踏まえ、本市の空き家対策をより一層推進するため、マンション管理適正化推進計画を含めた川西市空家等対策計画の改定について、川西市空家等対策協議会に調査審議を求めるものです。